令和８年７月１日

入札参加者各位

黒部市総務管理部財政課長

黒部市委託業務最低制限価格制度実施要領の一部改正について（お知らせ）

黒部市委託業務最低制限価格制度実施要領について、次のとおり一部改正しますので、お知らせします。

（１）委託業務における最低制限価格の見直しについて
別紙１のとおり

（２）適用日
令和８年７月 15 日以降に開札する案件から適用します。

（担当）黒部市総務管理部財政課
契約検査班　TEL075-54-2116

委託業務における最低制限価格の見直しについて　　別紙１

令和８年７月15日以降に指名通知を行う委託業務に係る入札から、最低制限価格の参入率及び設定範囲を次のとおり見直しますので、十分ご注意下さい。

〈見直し〉の内容

〇最低制限価格の改正

条件等	予定価格が200万円以上の業務 （測量業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務及び建築関係建設コンサルタント業務）		予定価格が200万円以上の業務 （測量業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務及び建築関係建設コンサルタント業務）
算出方法	次に掲げる額の合計額とする		次に掲げる額の合計額とする

（１）　測量業務

ア　直接測量費	10/10		10/10
イ　測量調査費	10/10		10/10
ウ　諸経費	**4.8/10**		**5.0/10**
備考	ただし、当該合計額が下記に満たない場合は上限額または下限額を最低制限価格とする。 上限額　予定価格×8.2/10 下限額　予定価格×6/10	⇨	ただし、当該合計額が下記に満たない場合は上限額または下限額を最低制限価格とする。 上限額　予定価格×8.2/10 下限額　予定価格×6/10

（２）　土木関係建設コンサルタント

ア　直接人件費	10/10		10/10
イ　直接経費	10/10		10/10
ウ　その他原価	9/10		9/10
エ　一般管理費等	**4.8/10**		**5.0/10**
備考	ただし、当該合計額が下記に満たない場合は上限額または下限額を最低制限価格とする。 **上限額　予定価格×8/10** 下限額　予定価格×6/10	⇨	ただし、当該合計額が下記に満たない場合は上限額または下限額を最低制限価格とする。 **上限額　予定価格×8.1/10** 下限額　予定価格×6/10

（３）　地質調査業務

ア　直接調査費	10/10		10/10
イ　間接調査費	9/10		9/10
ウ　解析等調査業務費	8/10		8/10
エ　諸経費	**4.8/10**		**5.0/10**
備考	ただし、当該合計額が下記に満たない場合は上限額または下限額を最低制限価格とする。 上限額　予定価格×8.5/10 下限額　予定価格×2/3	⇨	ただし、当該合計額が下記に満たない場合は上限額または下限額を最低制限価格とする。 上限額　予定価格×8.5/10 下限額　予定価格×2/3

（４）　補償関係コンサルタント業務

ア　直接人件費	10/10		10/10
イ　直接経費	10/10		10/10
ウ　その他原価	9/10		9/10
エ　一般管理費等	**4.5/10**		**5.0/10**
備考	ただし、当該合計額が下記に満たない場合は上限額または下限額を最低制限価格とする。 **上限額　予定価格×8/10** 下限額　予定価格×6/10	⇨	ただし、当該合計額が下記に満たない場合は上限額または下限額を最低制限価格とする。 **上限額　予定価格×8.1/10** 下限額　予定価格×6/10

（５）　建築関係建設コンサルタント業務

ア　直接人件費	10/10		10/10
イ　技術等経費	6/10		6/10
ウ　特別経費	10/10		10/10
エ　諸経費	6/10		6/10
備考	ただし、当該合計額が下記に満たない場合は上限額または下限額を最低制限価格とする。 **上限額　予定価格×8/10** 下限額　予定価格×6/10	⇨	ただし、当該合計額が下記に満たない場合は上限額または下限額を最低制限価格とする。 **上限額　予定価格×8.1/10** 下限額　予定価格×6/10